



お子様の予防接種の打ち忘れはありませんが？

予防接種とはワクチンを接種して免疫をつくることにより、発症を予防したり、症状を軽くしたりする方法です。また、年齢によって無料で予防接種できる期限が決まっています。

下表を参考に、お子様の予防接種の打ち忘れがないかご確認ください。

| | 対象者 | 無料（公費）で接種できる期限 |
|-------------|--|---------------------------|
| MR ワクチン（2期） | 令和7年度年長児 (平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ) | 令和8年3月31日 |
| 二種混合ワクチン | 11歳以上13歳未満 | 13歳の誕生日の前日まで |
| 日本脳炎 | 9歳以上13歳未満 | |
| HPV ワクチン | 小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 (平成25年4月2日～平成22年4月1日生まれ) | 16歳の誕生日を迎える年度の 3月31日まで |



HPV ワクチンキャッチアップ接種について《令和8年3月末まで》

下記対象者は、「令和4年4月1日～令和7年3月31日」までに1回以上接種していることを条件に、公費で接種が可能です。

【対象者】 平成9年度～平成20年度生まれの女子

- 接種時は母子手帳をご持参ください。
- 接種場所は、全て県内の指定医療機関となります。接種の際は、希望される指定医療機関へ事前に連絡してください。
- 接種期限を過ぎて接種する場合、自費での接種になります。



歯周病は歯を失う原因の第1位です

～歯科医院で無料で検診が受けられます～



歯周病とは、歯の周りの歯ぐき（歯肉）が赤くはれ、歯を支える骨などが溶けてしまう病気です。歯周病は歯を失う大きな原因となっています。

30歳以上の3人に2人が歯周病であるとされ、生涯にわたって歯・お口の健康を保つためには、予防と早期発見・治療をすることが大切です。

対象者には昨年5月に案内通知を送っています。未受診の方は、お早めに受診ください。

【実施期間】令和8年3月31日まで

| 令和7年度対象者 | |
|----------|---------------------|
| 20歳 | 平成17年4月2日～平成18年4月1日 |
| 30歳 | 平成7年4月2日～平成8年4月1日 |
| 40歳 | 昭和60年4月2日～昭和61年4月1日 |
| 50歳 | 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日 |
| 60歳 | 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 |
| 70歳 | 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 |

●予防接種・歯周病検診に関する問合 … 健康福祉課 健康推進係 ☎ 65・0001